

総務文教委員会記録

令和2年12月8日（火）
10時01分～14時20分
全員協議会室

【委員】 西村委員長、芦谷副委員長
三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市長

（総務部） 坂田総務部長、佐々木総務課長、池田総務課副参事、山根人事課長、
湯浅行財政改革推進課長、河内財政課長、戸田契約管理課長

（地域政策部） 岡田地域政策部長、邊地域政策部副部長（まちづくり推進課長）、
大屋政策企画課長

（弥栄支所） 外浦支所長、三浦弥栄分室長

（教育委員会） 石本教育長、河上教育部長、猪木迫教育部参事、草刈教育総務課長、
龍河教育総務課副参事、市原学校教育課長、村木生涯学習課長、
濱見文化振興課長

（消防本部） 琴野消防長、森下警防課長

（産業経済部） 久佐農林振興課長

【事務局】 下間書記

【議題】

- 1 議案第72号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 2 議案第77号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について **【全会一致 可決】**
- 3 議案第86号 弥畝辺地における総合整備計画の策定について **【全会一致 可決】**
- 4 議案第87号 市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について **【全会一致 可決】**
- 5 議案第95号 財産の取得について（大型提示装置及び実物投影機小中学校25校分） **【全会一致 可決】**
- 6 請願審査
（1）請願第17号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について **【賛成全員 採択】**

- (2) 請願第19号 核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について **【賛成全員 採択】**

7 陳情審査

- (1) 陳情第164号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (2) 陳情第166号 飲酒に係る事件発覚後の対応を明らかにすることを求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (3) 陳情第167号 テレビ会議、ZOOM会議の割合を増やすことを求める陳情について **【賛成多数 採択】**
- (4) 陳情第168号 行財政改革のあるべき姿の再考を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**
- (5) 陳情第169号 残業の必要性を明らかにするために日報の導入を求める陳情について **【賛成少数 不採択】**

8 執行部からの報告事項

- (1) 中期財政計画及び見通しについて **【財政課】**
- (2) 市内ケーブルテレビのチャンネル統合について **【政策企画課】**
- (3) 浜田市総合振興計画、定住自立圏共生ビジョン及び総合戦略の進捗管理について **【政策企画課】**
- (4) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正（案）について **【まちづくり推進課】**
- (5) 教育委員会自己点検・評価報告書について **【教育総務課】**
- (6) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について **【文化振興課】**
- (7) （仮称）杵束コミュニティ施設の整備状況及び浜田市立弥栄図書館の移転スケジュールについて **【弥栄分室】**
- (8) 救急普及啓発広報車の寄贈について **【警防課】**
- (9) その他

9 所管事務調査

- (1) 脱はんこに係る浜田市の検討状況について **【行財政改革推進課】**
- (2) 教職員の通勤の現状について **【学校教育課】**
- (3) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況等について **【生涯学習課】**

10 その他

11 取組課題「こどもの可能性を育む幼児教育について」（委員のみ）

【議事の経過】

[10 時 01 分 開議]

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から議題に関係のある管理職のみの出席となっている。質疑・答弁ともに簡潔明瞭によろしく願います。
それではレジュメに沿って進めていく。

1. 議案第72号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

行財政改革推進課長

(「なし」という声あり)

委員から質疑はあるか。

西川委員

企業でも自治体でもガバナンスを推進するために機構図は大事であるので質問する。心配なのは、生涯学習課がなくなるとのことだが、その中の社会教育にかかわることは社会教育課が地域政策部へ、図書館は図書館係が教育総務課へ、スポーツ振興係は名称の変わるスポーツ課へ行き、生涯学習課がなくなるとのことだが、そもそも生涯学習については、生涯学習係があったがそれがなくなるとのことだが、社会教育というのは生涯学習の中に包含されるものだと思うが社会教育は移っても生涯学習はどこにいて、どうなるのか。

生涯学習課長

生涯学習の推進については市長部局に移管する社会教育課の社会教育係が担うことになる。

西川委員

名称だけの問題かもしれないが、生涯学習という名称が浜田市から消えることになる。対外的に見ても、社会教育と生涯学習は別物なのではないかと思う。実際に社会教育係で推進されるならよいが、名称に何かこだわりはないのか。

生涯学習課長

社会教育を担う生涯学習課が社会教育課という名称が変わるが、先ほど言われたように生涯学習の中に学校教育も社会教育も家庭教育も包括されることとなっている。

協働のまちづくり条例でもあるように、他者を意識する社会教育を推進することで、さらに生涯学習、個の学びを充実し、社会貢献に資する目的をもって、まずは社会教育課という名称をもって市長部局でのまちづくりセンターの支援等々に寄与したいということで、社会教育課という名称にさせていただいた。

西川委員

まちづくり推進条例に沿った機構改革だと理解しているが、図書館にしてもスポーツ施設にしても、全部、社会教育施設、それから生涯学習という二大施設だと思う。これが教育総務課に図書館が行く、文化のほうにスポーツが行くということで、社会教育だけでなく生涯学習がぼやけて心配である。推進体制は機構図に表れる。大丈夫だろうか。

生涯学習課長

個人一般質問にもあったようにまずは生涯学習における体制づくりも含めて市長部局における社会教育課で担い、生涯学習が衰退することなく進めていきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

2. 議案第77号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

人事課長

委員から質疑はあるか。

牛尾委員

作業に従事する方は、昨日、追加提案であった看護師を採用するというその職のことを指すのか。

人事課長

検査センターの業務についても対象とすることを想定はしている。ただ、このたびの改正については検査センターだけでなく、浜田市の場合で言うと国保診療所や休日診療所のコロナ関係の治療や検査も想定している。

また消防関係で、救急車などで患者を搬送された場合についても患者と直接接する業務。そういうことでの場所、作業内容で特定する形にしているので、検査センターを含め既存の医療機関である診療所や消防での活動が対象になる。

牛尾委員

そうすると、かかりつけ医にAさんが行き、紹介をもらって行くとなると、かかりつけ医の受診のところでこういうことが発生するのか。そのドクターや看護師が対象になるのか。

人事課長

こちらの特殊勤務手当はあくまで職員が対象になるので、民間での病院等は対象外となっている。浜田市職員がそういう業務につくとなると、病院でいうと国保診療所や休日診療所が対象となっている。そういうところでの医師や看護師について、患者との接触具合によって多少の差はあるが、コロナ患者を診察された場合は対象になる。

牛尾委員

ドライブスルーなどで唾液採取するのはそれほど危険ではないと言われる。そういう安全な行為をされる方にも特殊勤務手当が出るのか。

人事課長

検査センターにおいてドライブスルーで唾液を取る場合、通常の医師などと比べると接触は少ないかもしれないが、今回の手当の対象としては、患者と直接接触するところを一つの目安にしているので、検査センターで検体を患者から直接受け取られる方については、基本的に対象となると考えている。

西村委員長

ほかにあるか。私から質問したいので委員長を交代する。

芦谷副委員長

西村委員長。

西村委員長

説明資料を読むと概要の一番下の2のところに指定感染症の解除への対応ということで、感染症が指定感染症から解除された場合を想定して、感染症の防疫作業にかかる規定に改正されているが、このことについて説明をお願いします。解除になったらどうなるのか。

それと、4000円以内となっているが、今ある分でいくと500円という規定になっていて、それとの比較だと結構高い。それだけ危険なのか。国がこういう決定をしたのだろうと想像するが、この2点について教えていただきたい。

人事課長

説明資料にある2番について、今新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症の実態がはっきりわかっていないため、緊急対処の仕方が固定されていない状況である。そういったことから、いわゆる

感染症法の中で通常は対処方法が法定になっていて、第1種から何種類かに分けてあるが、まだ感染症の中身がはっきりわからないため、このたびさまざまな対応ができる指定感染症に選択されている。

政令でその指定はされるのだが、現状では今年2月1日から来年1月末までが指定期間となっている。延期は可能であり、最長1年なので、いつかのタイミングで通常の感染症と同じ分類に区分されることが想定されている。

現在の規定は、本則の中には消毒作業などで1日500円の価格設定がされているが、このたびはまだウイルスの状況がはっきりしておらず、治療やワクチンも確立されておらず非常にリスクが高いところでの勤務が想定されているということで、国の方でも通常より高い金額を設定されているものと考えている。

また4000円の中身だが、患者に直接接触するような業務、例えば診療や検査そのもの、救急などで直接患者を搬送したりや救急対応で患者と接触するほうが、よりリスクが高いため4000円を想定している。

また、直接接しても接触が少ない問診や単に搬送するのみ、また、患者を治療した院内の除染作業はリスクが低いだろうとして3000円が設定されている。

それらについては、人事院規則の中でランクづけされているので、それにならった形、また県内でも島根県や松江市が先行して定めているので、そちらの金額設定も参考にしながら、浜田市の手当の設定をさせていただいた。

西村委員長

非常によくわかった。1点確認するが、ほぼいろいろなことが確定した段階で、要するにこの条例上は本則に盛り込まれて、附則から外れるという理解でよいか。

人事課長

この条例のつくりとしては、本則である500円があり、4000円以下は特例規程として附則に規定している。

コロナウイルス感染症が指定感染症から外れた場合は、実質的にこの度、追加した特例の規定が効力を失い、自動的に本則に読みに行くという形になる。

このため改正を行わず、そのまま指定感染症からどれかの分類の感染症に特定された段階で本則のほうの500円が適用される。このたびの特例の規定については効力そのものは失うが、条例上、将来的にこのような規定を定めていたという履歴として条例に残すことが通例なので、そのまま効力を失った規定が残る形になる。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

3. 議案第86号 弥畝辺地における総合整備計画の策定について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

政策企画課長

(以下、資料をもとに補足説明)

当初予算から弥栄地区の弥畝辺地で林道小熊谷線改良事業ということで、辺地債を充てていくということで、今回計画策定するものである。令和2年度の単年度だが事業費1000万円、うち半分国庫補助を充てた補助

裏の、もう半分の520万円に辺地債を充てていくということで、島根県と起債の充当などについて協議が済んだため、辺地の計画策定ということで今回議案を出させていただいている。

西村委員長
三浦委員

委員から質疑はあるか。

資料にある事業内容に災害時における指定避難所への連絡道路として重要な路線で、崩壊しているのでこれを改良するという説明がある。地域の林業振興に寄与するとあるが、地域の林業振興とはどのくらい期待されて整備するのか。計画当初の考え方を伺いたい。

農林振興課長

林道整備の際に周辺林業の面積を出すのだが、手元がないので後で回答させていただく。

三浦委員

今、一部、法面崩壊が発生していて、一般通行は確保しているとあるが、この期間中に林業に従事されている車両通行は問題なく行われているのか。それとも止まっているのか。

農林振興課長

仮に通行できるよう確保しているので、その辺の車両も生活のための一般通行も当面は支障がない。

西川委員

資料の裏面の策定状況のところで、総合整備計画を有するのが2辺地で、有しないのが6辺地とお示しいただいた。

今回の弥畝辺地の総合整備計画策定は、辺地債を活用するためこの計画が必要だから策定するという意味か。

政策企画課長

おっしゃるように今回弥畝で林道整備を行うということで、辺地の計画を策定するという設定した。

西川委員

今後は6辺地で事業がある場合はまた策定するのか。

政策企画課長

そのとおりである。

西川委員

辺地債より過疎債のほうが有利なようだが、違いについて教えてほしい。

財政課長

使えるメニューはほぼ同じようなものだが、微妙に違う。

交付税は参入率が、辺地債のほうが10%高い80%で、あと償還年数が、過疎債は12年で据え置き3年、実際9年で返すところが、辺地債は10年で2年据え置き、8年で返すというもので、償還年数が辺地債のほうが短いのが違いである。

大きな事業をやる場合は単年度の償還額が辺地債のほうが大きいというのが違う点である。

牛尾委員

法面の数字が載っているが、もう少しあるような気がするのだが。

農林振興課長

実際の崩壊した法面部分のみを今回改良することになっているので実際の22メートルということである。その前後についてはこの事業では手当しない。当面崩壊はないと思っている。

牛尾委員

きっちり22メートルある。本当は両端をもう少しやっていたほうが、安全性が高いのではないかと思うが違うのか。

農林振興課長

現地で我々も見たが、今回、法面が崩れたところは簡易法枠でしっかり補強すると併せて、周辺部分はまだ木が生えている部分が残っているので、当面、崩壊はないのではないかと思っている。

西村委員長

ほかにないか。

(「なし」という声あり)

4. 議案第87号 市町村建設計画（新市まちづくり計画）の変更について

西村委員長
政策企画課長

執行部から補足説明はあるか。

（以下、資料をもとに補足説明）

合併特例債を借り入れるには合併当時に策定した新市まちづくり計画が必要になる。この新市まちづくり計画については、平成27年に5年間延長し、今年度までの計画になっていたが、国の法改正によりもう5年間計画が出せるようになった。

合併特例債は合併当時に決めた事業費を参考に、合併特例債の借りられる上限枠が決まっている。その上限枠いっぱいまで合併特例債を借りる場合には、もう少し枠に余りがあるので、今回、5年間延長した中で残りの枠いっぱいまで合併特例債を借りて運営したいため、計画変更する。今後こういう計画をもって合併特例債を充てるため県とも協議させていただき、できるだけ最低限の内容で変更してもよいということで協議しているので、このような変更を出させていただいた。

西村委員長
三浦委員

委員から質疑はあるか。

自治区制度が終わり、これからのまちづくりの予算活用方法など新しい基金の創設など、いろいろな使い方が変わってくるのだろうと思う。この新市まちづくり計画の延長に伴う合併特例債の活用枠が増えるということで、その活用方針についてはどのように整理されているのか。

政策企画課長

枠が増えるというわけではなく、今、上限枠が決まっている中でももう少し余りがあるので計画の変更をして合併特例先を充てさせていただきたいということで計画の変更をさせてもらう。

合併特例債の計画については、中期財政計画でも財政課でもこれは合併特例債で充てられそうなものを見込んでいるので、そちらを活用するために計画変更をさせていただいた。

三浦委員

そうすると現在、中期財政計画に載っている事業の中で合併特例債が活用できるものに活用しようという理解でよいか。

政策企画課長

そのとおりである。

西川委員
財政課長

上限いっぱいということだが、上限がいくらであとどのくらいか。

ハード分の起債できる上限額が234億6210万円である。これに対して、令和元年度末までの発行済額が220億5280万円、約94%を既に消化している。残が約14億円である。この14億円を今年度使う想定と、今日お知らせする中期財政計画上では4年度までで、全て消化する予定となっている。

三浦委員
財政課長
三浦委員

何に充てられるかわかるか。

細かい事業のリストは持ってきてないので改めてお示しする。

もう大体残が決まっているのでどれに充てるかは協議されていて、令和3年度から4年度までに消化するということは決まっているのか。どの事業に充てられるか決まっているなら説明いただいたほうがよいのでは。

財政課長

今回お示しする財政計画上では、いろいろな事業に充てる想定にしているが、一番大きいのが浜田駅周辺整備事業、君市踏切を整備するが、そこに一番大きい額、約2億3000万円程度を充当させていただき予定である。それ以外でいうと、毎年の道路の舗装、ふるさとかいてき道整備事業でやっているが、そこに向けて1400万円程度、学校施設の改修で2400万円程度。橋梁長寿命化で2600万円程度といったところで、それ以外も

三浦委員
財政課長
西村委員長

すべて申し上げたほうがよいか。
では今は結構だが、改めて教えていただきたい。
はい。
ほかにあるか。
(「なし」という声あり)

5. 議案第95号 財産の取得について（大型提示装置及び実物投影機小中学校25校分）

西村委員長
教育部長

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

西川委員

委員から質疑はあるか。
昨日の議案質疑でお話しされていたが、当初入札が1者しかなく不調に終わり、それからもう3者で入札が成立したとのことだが、その経緯についてわかる範囲でお示しいただきたい。

契約管理課長

当初、9月定例会議で補正の承認をいただいたので10月早々に入札をかけ、当初は10月28日を開札予定とし、市内に本社がある8者を指名させていただいたところ皆辞退され、正確には1者が残った段階で入札を中止した。

西川委員

通常だと指名競争の場合は、指名されていない方に応札意欲があるのではないかということで、1者になった段階で止めて、指名替えということで、改めて11月頭に再度、残った1者と、浜田市内に営業所のある計10者で指名し、3者が応札されたという経緯である。

契約管理課長

受注された共立商事は市内業者だと思うが、もともと市内業者が辞退されて再度、この共立が入ったのか。

まず8者辞退されたのは、どういう経緯か。

通常1者、2者が辞退された場合は、事態の理由を聞くことはやっていないのだが、今回は皆だったので、正式なことではないが日中、市役所にお見えになる方に聞ける範囲で聞いた限りでは、理由が二つあった。

メーカーサイドから価格提示をいただくのだが、競争に勝てる値段ではないと判断されて応札されなかったことが一つ。

もう一つは、物品納品といっても各学校へ配布して回るの、各学校との日程調整を要する。そうすると大型装置を自社倉庫にしばらく置いておく手間がかかる。それと自社の手持ちの業務を勘案したところ、今回は遠慮しておこうと判断されたようである。

西川委員
契約管理課長
西川委員
契約管理課長
西村委員長

保管や配送の経費は入札の中に含めてあったのか。
おっしゃるとおり、そこも含めての応札額になっている。
落札率はいくらか。
約90%だった。
ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

農林振興課長

先ほど三浦委員の議案第86号に関する弥畝辺地の質問に対する答弁について、補足説明をお願いする。

小熊谷線の対象森林の面積だが、針葉樹で約49ヘクタール、広葉樹で157ヘクタール、合計で206ヘクタール、材積では合計で3万4000立米となる。

西村委員長

ではこの件は以上とする。

6. 請願審査

(1) 請願第17号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

実際の教室で生徒間の間隔を取らないといけないだろうが、実際に学校現場で苦労されていたり、問題があればお聞きしたい。

学力向上推進室長

請願書にも書いてあるとおり、今35人学級だが、35人ぎりぎりの子どもがいる教室はやはり狭い。特に学年が上がれば上がるほど、体が大きくなり、以前より机も大きいのでどうしてもスペースが足りないかと思う。そこが課題である。

西村委員長

ほかに執行部に質疑があれば。

(「なし」という声あり)

それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

(2) 請願第19号 核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

7. 陳情審査

(1) 陳情第164号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する陳情について

西村委員長

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

西川委員

原井幼稚園跡地利用のことだと思う。陳情者からは保育園や幼稚園など公共性の高い社会福祉法人への払い下げを希望するとの内容である。市はこれは都市計画区域内でもあり、マスタープランを策定中だと思うが、この土地の利用について何か計画があるのか。

教育総務課副参事

このたびの陳情については、社会福祉法人浜田ひかり保育所からのものだが、市に対しても同様の陳情を受け付けている。

陳情書の後段にもあるが、原井幼稚園は平成31年度から休園状態であり、跡地利用については同法人以外からも数か所から園舎借用や跡地の購入希望の話を受けている。

関係課とも協議したが、跡地利用については、まず市内においてほかの目的での活用希望がないかを調査する必要がある、利用希望がなければ普通財産として行財政改革推進課に所管替えの上、売却することになる。具体的な売却方法については行財政改革推進課などと相談、検討する中で判断していく。

西川委員

売却する際に、陳情者の希望を取り入れるとすれば、入札条件として主要の用途にしばることとなるが、そういうことは可能か。

行財政改革推進課長

基本的には条件を付することは可能である。

三浦委員

今、原井幼稚園は閉園ではなく休園である。幼稚園の統合の方針を一

応市として出されたタイミングで、今後、新園の建設などが決まってない状態で、そこまでの議論に至ってないのかと思う。まだ所管も行財政改革推進課に移ってない。方針が決まってからでないとし、市からの回答は得られないと思うが、そのような理解でよいか。

活用方法について市がどうするかは、その方針に沿って新園をどうするかも含め、例えば跡地に新園を建設する可能性もゼロではないという理解なのだが。

教育総務課参事

言われたとおりの今後の予定であるが、まだ閉園ではないので、今後当面の間は、統合幼稚園は長浜を使うが、今後どうするかを検討した上での跡地利用という形になると思う。

牛尾委員

石見幼稚園と原井幼稚園を統合して新園をつくろうというときに、休園中の原井幼稚園の跡地では面積が狭いという認識で、当時、違う場所に新園をつくってほしいという流れからすれば、現行の原井幼稚園の場所は面積的には狭いと認識しているのだが、その認識でよいか。

教育総務課副参事

原井幼稚園と石見幼稚園の統合の際にはそういう判断をしていたが、4園の統合と今後どうするかを検討中である。

当初の人数など幼稚園の規模がまだ確定していないので、それを含めて検討する。原井幼稚園の跡地に建てるかもまだ検討していないし、それ以外も今後検討する。

牛尾委員

課題としてはこのまま原井幼稚園の跡地を置いておくことにはならないと思うので、早急に検討していきたい。

今の話を聞くと、当面どうなるかわからないとなると我々がこの陳情を扱うのは難しい。ただ僕の個人的意見を申し上げておくと、旧原井小学校の財産である植栽なのだが、子どもたちが長年遊んだ木が原井幼稚園や美川幼稚園には移植されている。そこを何でもないところに譲渡して、全て伐採するような話をあまり聞きたくない。

できれば、今、原井幼稚園の敷地にある木は80年くらいたっている。旧原井小学校の財産が残っているものをうまく引き継いで、そういう施設に持っていけるのが理想である。そういう意味では、このお願いはタイムリーだと思う。今後方針を決めるにしても、卒業生の思い入れに配慮いただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

(2) 陳情第166号

西村委員長

飲酒に係る事件発覚後の対応を明らかにすることを求める陳情について

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

(3) 陳情第167号

西村委員長

三浦委員

テレビ会議、ZOOM会議の割合を増やすことを求める陳情について

審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

コロナ感染症対策の一環として、部屋を設けて推進されていच्छ

総務課副参事 と思うが、実際に活用はどの程度されているのか。
 (以下、資料により説明)
 資料を提出させていただいている。今年度4月以降の設備予約件数で、テレビ会議システム、庁内ネットワークを利用し、本庁・支所間のテレビ会議の利用状況、ウェブ会議としてZOOMなどのインターネット上のサービスを利用するためにウェブ会議専用の部屋を利用した件数などの資料をつけている。
 ウェブ会議は、総数で377回利用した形跡がある。
 三浦委員 全体の会議の大体何%くらいか。
 総務課副参事 全体の会議の件数が把握できないので、その中での割合は出せないかと思っている。また会議についても同じ職場の職員だけである会議だともこういうのも対象にならず、割合は出せないと考える。
 三浦委員 このウェブ会議を導入されて、職員の方々との打ち合わせだけでなく、他市の方などとの会議の割合が、どの程度オンラインで推進されていると感じているか。
 総務課副参事 我々もそうだが、今まで会議などで県庁へ呼ばれたりすることがなくなったので、そのあたりはすべてウェブ会議で行っていると思う。
 西村委員長 ほかにあるか。
 (「なし」という声あり)
 西村委員長 それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

(4) 陳情第168号 行財政改革のあるべき姿の再考を求める陳情について

西村委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
 (「なし」という声あり)
 それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。

(5) 陳情第169号 残業の必要性を明らかにするために日報の導入を求める陳情について

西村委員長 審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
 三浦委員 今、職員の方々のスケジュールはどなたでも見られるようになっているのか。
 人事課長 庁内で共有しているホームページがあるので、各職員のスケジュールは見る事ができる。
 三浦委員 すべての職員は日々、今日の日程などをそのスケジュールに入れているか。
 人事課長 庁内ホームページの使用状況は職員によって個人差があると思っている。細かく入れている職員と入れてない職員がいる。
 三浦委員 スケジュールの共有ということなので、皆が入れてないと意味がない、機能していないと思う。情報共有としては精度が低い。スケジュールを入れられるのは、あくまで今は個人の予定管理としてのツール提供にとどまっているのか、それとも人事課として部局内の職員の行動を共有するために活用されているのか。どのような感じか。
 人事課長 先ほど言ったシステムの中でのスケジュール管理は、あくまで個人レ

ベルで入れられている。全庁的にすべて共有しようというのではなく補完的なものである。人事課では各所属に職員ごとの業務管理については業務週報を利用している。これは各課1週間単位で作成することをルール化しており、各課の中ではそれぞれの職員がどういう業務をしているか、スケジュールも含めて把握できるルールとなっている。

三浦委員

普段からその既存システムに個人のスケジュールを入れていくことは検討されたことはあるか。そういうことをすることが有効とお考えか。それをすれば週報は不要になるのではないか。

人事課長

おっしゃるような一つのやり方として庁内ホームページにスケジュールを集約することは可能かと思うが、先ほど言った業務週報は、単に職員がどういう業務をしているかという業務把握だけのツールではなく、管理職や係長のコミュニケーションの一つのツールとも考えている。週の頭に業務週報を作成し、できれば各職員でミーティングを行っていただき、進捗や困りごとについて業務週報をもとにして話をしてもらい、各職員同士や係の連携をより進めてもらいたい気持ちがあるので、なかなかシステム内だけの効率で判断するのは難しい。

三浦委員

外出されるときはどのように共有されているのか。例えばホワイトボードに記載するとかシステムに入れるとか、どうされているのか。

人事課長

出張などになるときちんと出張命令などがされるが、少し外出する場合は課によってまちまちで統一されていない。言われるようにホワイトボードでしているところもあるし、上司への報告のみのところもあると思う。

西川委員

週報が、スケジュール管理とコミュニケーションツールということだが、業務の進捗やプロジェクトの進捗など、方針管理という概念はないのか。そういう使われ方もされているのか。

人事課長

プロジェクトの進捗管理というまでのものではないと思っている。それぞれの業務がどこまで進んでいるかは書く仕様になっていない。現在こういった業務に今週は従事する予定であるといったことが把握できるものになっている。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、採決は後ほど行うこととし、この議題については終了とする。ここで10分ほど休憩をとる。再開は11時15分とする。

[11時 06分 休憩]

[11時 14分 再開]

西村委員長

会議を再開する。

8. 執行部からの報告事項

(1) 中期財政計画及び見通しについて

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

財政課長

(以下、資料をもとに説明)

令和2年度の中期財政計画及び見通しを調整したのでご説明する。

表紙をご覧ください。計画期間は令和2年度から6年度の5年間、見直し期間は令和7年度から11年度の5年間として、従来と同様に10年間としている。

2ページ「計画の基本的事項」(6)の②をご覧ください。過疎対策事業債は現行法、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末をもって期限を迎えるが、現時点ではその取扱いが未定のため、現行法が継続するものとして推計を行っていることをご理解願う。

15ページ、5「財政計画見通しの分析」、下のグラフが今回の財政計画の結論である。令和3年度にマイナス5億、令和4年度にマイナス3億と収支がマイナスになるが、令和5年度以降はプラスに転じることになる。3年度からのマイナスについては普通交付税の合併算定替えの終了や、ふるさと応援基金の行革効果の繰入の終了、公債費の増加などの原因によるものだが、令和5年度以降は中国電力火力発電所2号機の固定資産税増加により収支改善が図られる見込みとなっている。

昨年度の中期財政計画の実質単年度収支の推移とほぼ同様の推移を示す計画にしているが、後半の見直し期間において収支均衡となるように2件の調整を行っている。

1点目がふるさと応援基金の活用。予算充実分として年度後半に取り崩し、一般財源の負担を少なくする調整をしている。

2点目が地方債の繰り上げ償還の実施である。11ページ(6)の③で繰上償還を実施する計画にしている。令和3年度と4年度でそれぞれ8億円強ずつ、2年間で16億5000万円程度の地方債の繰上償還を計画している。財源については減債基金の繰入で、3年度の繰上償還で4年度以降に利子と元金合わせて約8500万円程度の収支改善が図れる。4年度もやると5年度以降は2か年分の効果で、約1億7000万円程度の収支改善が図れる計画としている。このような2点の調整を行った結果、収支均衡を保っている形にしているが、裏を返せば調整を行わなければならないほど昨年度に比べると収支が悪化していることになる。

収支悪化要因としては大きく2点、新型コロナウイルス感染症の影響とそれ以外のものである。

新型コロナウイルス感染症の影響については3ページ「地方税」をご覧ください。法人市民税法人税割のところ、感染症の影響を見込み令和3年度以降3年間で15%、10%、5%減の見込みを立てている。法人税割は影響が出ると予測しており、この3年間で7600万円の減収になるのではないかと見込んでいる。

9ページ(2)「物件費」の④、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策経費として0.5億円程度措置する。国の対策経費が未定だが、市独自に何かする場合に備えて5000万円程度を物件費として計上している。

扶助費も感染症の影響を見込み、令和3年度では対前年度2%増、令和4年度以降は対前年度1%増と設定している。昨年度の財政計画では3年度以降が対前年度1%増と見込んでいたので、3年度の2%増のところは昨年度に比べると1%伸ばす形になっている。これで扶助費8000万円程度の増、一般財源負担で考えると2400万円程度の増と計画している。

10ページ(4)「補助費等」⑤でも令和3年度に新型コロナウイルス感

染症対策経費として0.5億円程度を措置するとしている。

新型コロナウイルス感染症の影響分として歳入減も合わせると、令和3年度で約1億6000万円、4年度で約4800万円、5年度で3600万円、6年度以降は2400万円ずつ程度の影響が出るのではないかと見込んでいる。累計で3億9000万円程度となる。

続いて新型コロナウイルス感染症以外の影響分について。6ページ、(7)の①、いわゆる過疎債のソフト分である。浜田市の割り当ては大体年間2億円が限度額となっている。近年は全国的に活用が進んでおり、浜田市には限度額までしか割り当てがない。前年度は約3億円を見込んでいたが1億円の下方修正をしている。

8ページ「人件費」③の職員給与費の、(仮称)まちづくりセンター設置に伴う会計年度任用職員の増と、児童生徒1人1台端末整備に伴う会計年度任用職員の増が、新たに盛り込む内容である。まちづくりセンターについては年間で約1億円程度の人件費増となる。年度後半のまちづくりセンターが増えるに伴って人件費も増えていく形になる。また、児童生徒1人1台端末整備に伴う会計年度任用職員については、GIGAスクールサポーターが大体1000万円程度の増となっている。

9ページ(2)物件費の⑤、児童生徒1人1台端末整備に伴うランニング経費を見込むとしている。下にランニング経費の状況があり、人件費と物件費の合計の参考を計上している。今年度は国の補助などを活用して整備しているが、以降はランニング経費が発生する。令和8年度に更新が必要だろうと考えている。更新補助がないかもしれないのでリース計画にしている。計画期間中で5.9億円程度の新たな需要になっている。

10ページ(4)「補助費等」の④は、令和3年度以降子育て支援を中心とした少子化対策経費として0.5億円程度を措置する。これは幼児教育・保育の無償化により保育料の独自軽減分が浮くという理論があるので、その財源を活用して、子育て支援を中心とした少子化対策経費の新たな事業のための財源とする。

それ以外の特記事項についてもご説明させていただきたい。

7ページ(8)「その他の収入、ふるさと寄附金」、昨年度策定の財政計画から寄附金受け入れ額を増額としている。活用可能額を確保する側面もあるが、近年の受け入れ実績を参考に上方修正している。寄付額の2分の1を基金に積み立て、年度以降に活用することにしてはいるが、令和11年度末の残額見込みは2000万円程度である。

12ページ(7)「積立金」②、令和2年度に(仮称)公共施設長寿命化等推進基金として10億円を新規に積み立てる。これは合併特例債枯渇後に懸念される、公共施設長寿命化関連事業費の削減を抑制し、市民生活の基盤確保を図ることを目的として新たな基金を造成したいため、その経費を盛り込んでいる。

13、14ページにはこれまで説明したものを反映させた財政計画を載せている。13ページには第1表歳入内訳、第2表収支基金内訳、14ページには第3表歳出内訳と、第4表財政指標を掲載している。13ページ下、第2表の収支基金内訳をご覧いただきたい。見通し期間の令和11年度末の財政調整基金残高が35億円となっている。令和11年度の正味の歳入歳出差額

が収支均衡のゼロ億円となっているので、この状態を維持できれば、引き続き持続可能な財政運営を実現できる状況である。しかしながら収支改善対策として減債基金を財源とした繰上償還を実施しているので、減債基金は残高が減少している。収支改善対策のために将来世代の資産を食い潰してしまった結果になっている。

14ページ第4表財政指標のうち、実質公債費比率は繰上償還を実施するため低減しており、ピーク時の令和4、5年度で12.3%となっている。前年の財政計画も令和4、5年度がピークで12.9%だったので、0.6ポイント下がった。引き続き早期健全化基準の25%を下回るとともに、起債許可基準である18%も下回る見込みになっている。

15、16ページには今年度策定の中期財政計画及び見通しの分析を記載している。特に16ページ③においては今後の懸念事項について記載し、それらへ対応していくためにもさらなる行財政改革の取り組みが必要である旨を④で記載している。

今回の計画においては令和4年度以降の行財政改革が未定のため、効果額などを盛り込んでない。このため収支改善策として将来世代の資産である減債基金を活用した繰上償還を盛り込むこととしているが、次年度以降については新たな行革の効果額により収支改善を図るべきではないかと考えており、このあたりは次年度に向けた課題だと考えている。

最後に⑤において、現役世代は将来世代に対してよりよい浜田市を引き継ぐ責任を負っていることを改めて訴えさせていただいている。

17、18ページに主要事業を記載している。黄色にしている3事業が新事業である。

西村委員長
三浦委員

今の説明を含め委員から質疑はあるか。

合併特例債の発行期限延長分はいつのタイミングで中期財政計画に反映されるのか。

財政課長
三浦委員
財政課長
牛尾委員

先ほどの延長分を盛り込んだ計画になっている。

13ページ、地方債の部分で合併特例債、9億、3億、2億の部分か。

はい。

16ページ、令和5年度から学校建設事業費が33億5500万円程度あるが、これはどういう見方をすればよいか。

財政課長

こちらは昨年度の計画から盛り込んでいる。順番はまだ確定していないが、箇所としては美川小学校と石見小学校の2校分である。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 市内ケーブルテレビのチャンネル統合について

西村委員長
政策企画課長

執行部から補足説明はあるか。

(以下、資料をもとに説明)

ケーブルテレビについては以前議会にも統合方針をお示ししている。チャンネル統合の計画については各地域協議会に説明し了承していただいたので、来年2月1日に向けて進めたい。特に三隅地域では局の統合もあるので、住民説明会を12月中に6か所の公民館で行う。来週14日から6日間で説明会を行っていくことが決定している。

また、令和5年度の局統合については、これまで協議の中で宿題をいただいているので、統合できるよう現在調整中である。また説明させていただき予定である。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 浜田市総合振興計画、定住自立圏共生ビジョン及び総合戦略の進捗管理について

西村委員長

政策企画課長

執行部から補足説明はあるか。

(以下、資料をもとに説明)

内容は全部署にかかわるので、詳細な説明や質疑は全員協議会にて一括でやらせていただきたい。今日はどういう資料かを簡単に補足説明させていただく。

この戦略についてはこれまでも毎年進捗管理をお示ししている。総合振興計画、定住自立圏共生ビジョンについては、昨年度で4年目の進捗管理等を行っているので、その評価及び今後の取り組みをまとめさせていただいている。

浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理については、先ほどの二つの計画より1年早く計画策定しているので、5年目ということで進捗状況等をまとめさせていただいている。

また、総合戦略については昨年、総合振興計画の計画期間に合わせるため、2年延長している。もともとの計画期間であった5年間でどうだったかの中間報告として、資料5にその結果をまとめているのでご確認いただきたい。

総合戦略の進捗状況をこれまで勘案すると、特に若い人、あるいは出生数が課題であるとまとめている。今定例会議の一般質問でも答弁させていただいた総合戦略に追加していく施策を、資料6、7にまとめさせていただいたので、全員協議会でそちらを詳しく説明し、ご意見をいただいた上で、来年3月定例会議において予算を含めて最終的にお示ししたいと考えている。

また、この総合戦略に追加する施策については、来週17日に浜田市総合振興計画審議会の中で外部委員にもご意見をいただき、そのご意見を反映していきたいと考えている。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(4) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正(案)について

西村委員長

まちづくり推進課長

執行部から補足説明はあるか。

(以下、資料をもとに説明)

9月の総務文教委員会において検討結果をご報告した。この検討委員会の結果報告を受け、来年度からのまちづくり総合交付金制度の内容を資料のとおり改正したいと考えている。なお、改正内容については9月の総務文教委員会で説明した内容から変更はない。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(5) 教育委員会自己点検・評価報告書について

西村委員長
教育総務課長
西村委員長

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑はあるか。
(「なし」という声あり)

(6) 歴史文化保存展示施設専門検討委員会の検討状況について

西村委員長
文化振興課長
西村委員長
三浦委員

執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)
委員から質疑はあるか。

先般の4回目の専門家検討委員会を傍聴した。その前に委員会のときに、まだ中身が決まってない状況で建物を検討するのはどうなのだろうかとして申し上げたところ、検討委員会会長ともそのあたりを協議し、今後の進め方については検討するという答弁をいただいたが、パースがあのように出てきて、2階建てだったり、その結果、実際に検討委員会では2階建てがよいなどの協議に至っており、大変違和感があった。その経緯のご説明をいただけるか。

文化振興課長

前回の総務文教委員会で三浦委員からお話があった。進め方については専門家委員の1人から、建物について共通認識を持ったほうが理解がよいというご提案だったので、第4回は建物について協議を行った。

提案趣旨については第1回から第3回までで、収蔵庫を既存の美術館を改修して設けるという整備方針にしている。収蔵庫については委員の中から、展示室のそばにあるほうが機能的なので何とかならないかという意見が出た。もう一つ、ふるさと郷育を推進する上では学校利用が欠かせないが、学校がクラスや学年単位で来られたときの学習室が必要だろうというご意見が第3回目までで出ていた。

それらを満たそうと思った場合、増設するとしている520平米に、収蔵庫、もしくは学習室を設けるとすると、展示スペースが減ってくるのでどうしたものかを考えていた。それについては委託業者とも話をし、収蔵庫を増築部分に増やしてみたらどうかというご提案が一つ、それをすることで、例えば学習室を多目的ホール後ろのコレクション室を活用できるのではないかと提案だった。もしくは大人数の講演会を開くなら多目的ホールを活用して教育をしたらどうかという提案だった。

それを実現するために三つほどパースを用いた図面を用意し、皆に現地確認を行ってもらった。皆の中ではこれがよいのではということで、2階建ての意見が多数出た。

進め方について、展示内容、活用方法についてまだ議論してない中で、建物について話を進めるのはどうだろうかという点だが、これについてはその後、会長とも話をさせてもらった。これまでの検討委員会で委員から、収蔵庫は展示室のそばにあるほうがよい、学習室の整備が必要である、しかし一方、市が定められた整備方針については費用をできるだけ圧縮すべきなので、示された整備費用を上回ることは考えていないが、専門検討委員はこれまで施設整備にかかわった経験をお持ちの方からの

提案だったので、これからの部会についてはそのように進めようということでは会の方針として決めたものである。

今回は建物について行ったが、5回目以降は各部会に分かれて展示や活用方法について検討を進めるということで会長とも協議したところである。

三浦委員

今話を伺い、やはり矛盾していると思う。実際に展示内容や機能論の協議を3回もされていて、結局、機能を充実させるためには収蔵庫をこちらにしたほうがよいとか、この機能はここに隣接させたほうがよいとか、そういうことを協議してから箱が決まってくる。最初は基本方針を出していたが、機能を協議しているうちにそうでない形が出てきたので、建物をこのようにしようという話になっている。

機能を協議していった結果、それに必要な建物が出てくるのが自然な考え方だと思う。それがいつの間にか逆になっている。それは予算が決まっており、予算の上限を超えられないために、これだけしか建たない、だからこういう機能しか持たせられないという、逆の発想になっている。

この前も傍聴した際にお伝えしたが、これだけ長い時間をかけ、市長の肝入りの目玉事業で、ふるさと郷育の中でもこれだけの予算をつけてするというのは、ここに機能を持たせ、活用していくということは言うまでもなく、そういう目的があると思う。

それが今の議論の進め方で実現するのかとずっと思っていたのだが、市長はこの進め方で本当に、思いどおりの機能をつくっていただけるかと思う。そこが一番大事だと思う。専門家検討委員会の進め方や議論の中身について外部が意見するのはどうなのかという気持ちはあるのだが、それにしてもどうなのかと疑問が残る。職員もメンバーの一員なので、進め方に違和感がないのか確認する。

文化振興課長

進め方についてのお話だが、展示内容、活用方法の議論が進めば形が変わるとするのは我々も考えている。今回の検討委員会の中で、展示・活用については議論するとしていたので、まだそこまで入ってない段階で建物について議論するのは逆ではないのかという話である。

進め方はいろいろな方法があると思う。我々も中身が決まった後に形が決まる方法は一つだと思っている。しかし、あくまで我々の考えよりも委員の意見を尊重した。これについては、いろいろな意見はあるだろうと思うし、我々の考えも最初の方針とは少し方向修正しているところはあるかもしれないが、委員の意見を重視したい。

これからの展示、活用の話でもいろいろな意見が出てくると思う。あれもこれもやりたい、すべて満たそうとしたら面積が増えることがあるかもしれない。しかし大前提である整備費用はできるだけ圧縮すべしとされているので、費用上限を頭に入れながらアイデアを出してもらい、場合によっては諦めなくてはならないものがあるかもしれないし、活用について先送りにさせてもらうこともあるかもしれない。

いずれにせよ、建物の形が変わるかもしれないが整備費用はこれを上回ることをしないようにするという方針は変わらないので、ここを再度委員に徹底した上で議論していきたい。

教育部長

検討委員会については確かに心配される状況は我々も危惧している。

4回した割には進捗状況を含めて再度指示している。特に4回目のときに、経過について私から発言させていただいたが、資料が現実とあってないのではないかと。皆あの資料での2階建てであれば、ということで。まず日本海が見える景観の前提である2階建てを推すという話だったが、資料の数字が違っていたのでその再確認を業者も含めてやっている。仮にあの数字が正しければ景観を遮るので次回の検討委員会の冒頭でそれを説明する必要がある。

そもそも第1回で市長が説明した基本方針がベースになる。各専門委員はこれまでの経験を基にいろいろな話をされる。それはある程度想定済みであるが、浜田市の基本計画がまずあるので、本来とは違う順番かもしれないが、一定の場所、面積、予算上限を再度認識してもらう必要がある。再度ご理解をいただかなければならない部分があると思っている。ただ、皆に条件を再確認すればご理解いただけると思っている。制約の中で経験を生かした提案をいただけるものと思っている。

新聞で出たように2階建ての800平米というのは決定したものでない。心配されるような状況にあることは我々も少し感じているので、もう少し詰めをするように考えている。

三浦委員

繰り返すが、検討委員会の議論とそこでの検討、これから方向が出るのだろうがそれは委員会のものでして尊重はしたいが、この施設をA、B、C案が出たときから、こども美術館併設のメリットなども踏まえ、あそこにしようとした経緯がある。併設する案についてももちろんこども美術館が損なわれてはいけぬ。むしろ隣接する施設を整備方針として出されている案を進めるなら、こども美術館にとってもプラスになることがなければ、マイナスになるなら本末転倒である。後退することがないように慎重に進めていただかなければならない。

現実論もきちんとしなければいけないが、枠を決めて、まさに箱を建てるのが先行するような議論は、少しなじまない。そういう進め方も場合によってはあるのだというなら、これからハード整備の計画もいろいろとあるが、建物はすごく大事だと思う。枠が決まった中での機能論のような、順番が逆のものが当たり前になってしまわないよう注意していただきたい。

牛尾委員

歴史資料館をあそこへ合築しなければいけないという最初のスタートがあるので、そこを外して議論してもらっても、本来抑えておかなければいけない、枠の中で可能な限りよいものをつくるというのが崩れてしまう気がする。

もともとこの建物自体に批判もある中で、どういう方法ならいけるのかということで、世界こども美術館のよいところを残して手を入れるという基本を頭に入れて議論していただかないと。

皆実績をお持ちなのはわかるが今回のようなケースは初めてだろうから、自分の経験の7がけ、6がけで議論してもらわないと、膨らんで最後までまらないようなものが出たらどうするのかと心配する。その辺は早めに可能性について言っておいてもらって、その中で議論してもらわないと、この計画がおかしい方向へいくのではないかと。その辺は大丈夫か。

文化振興課長

整備方針に出されている主な3条件、美術館の横に移設する、整備費用

の上限はこれである、できるだけ圧縮する、これについてはこれまでも説明してきたつもりだが再度説明する。

経緯についても周知はしている。その中で委員の経験、ノウハウを出してもらえたらという検討会なのだが、これまでよそで経験がないような、これまでの経験と違うことを議論してもらおうという点に立って再度議論を深めていただくようにする。

永見委員

当初の延べ床面積が520平米で示されて事業費も示された。もしC案の800平米になると、事業費は当然かなり高額になるのではないか。お考えを再度お聞かせいただきたい。

教育部長

800という数字が報道されたのだが、これは世界こども美術館の中を改修して収蔵庫をつくるのにも予算をかけていたが、それを外に出したイメージである。

展示部分が800平米に増えることになる。外に建てる部分の520平米と中に増やす収蔵庫とかの部分の280平米を足したものである。

改修費用もそれなりのものを取っていたので、それを出したとしても予算の中でおさまるかどうかを含めて検討している。単純に報道だけ見ると誤解が生じる。改修費用が予定内におさまることは前提である。

永見委員

改修部分を外に出して延床面積が800平米だという説明だった。改修部分の経費と新たな増設部分の面積での経費は当然変わってこようかと思う。そのあたり事業費が増えることも当然考えられるのではないかと思っている。その辺も従順今後の検討課題として協議を進めていただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

お諮りしたいのだが、残り報告事項が二つと、所管事務調査が3つある。私としてはこのままここまでいって休憩に入れば執行部は解放されるのではと思うのだが、ただ、あまり、30分過ぎで終わる目途がたてばそのようにしたいのだが。どうだろうか。

引き続き、休憩取らずにいきたいと思うのでご協力をお願いします。

(7) (仮称) 杵束コミュニティ施設の整備状況及び浜田市立弥栄図書館の移転スケジュールについて

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

弥栄分室長

(「なし」という声あり)

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 救急普及啓発広報車の寄贈について

西村委員長

執行部から補足説明はあるか。

警防課長

(以下、資料をもとに説明)

運用開始について12月からを予定していたが、11月末から12月上旬にかけ、市内小学校の多くが授業の一環で来署された関係で、27日の美川小学校の見学から使用させてもらっている。

また当日は報道機関への公開展示も案内していたが、これについては

残念ながら取材はなかった。

今回、財団からの寄贈の決め手となったのが、県推薦理由として5番に書いてあるが、令和元年度の管内人口における救急講習受講数の割合が県内で1番高かったことと、浜田市独自事業で取り組んでいる、地域における救急救命体制整備事業、いわゆる「まちかど救急ステーション」の取り組みが高く評価されたことによると聞いている。

この車、写真にあるとおり日よけテントや資機材、外部にモニタ設置ができて、車内に大容量リチウム電池を搭載しているため、外部電源に頼らず映像や音声が使用できる仕様になっている。

今後は評価を受けたまちかど救急ステーション事業、来年度は旧元気枠事業の計画としては最終年度となるが、せっかく高額車両を寄贈いただいたので、有効活用して引き続き事業計画に取り組んでいきたい。

西村委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(9) その他

西村委員長

執行部からそのほかにあるか。

(「なし」という声あり)

ではここで、執行部からの報告事項8件について、全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認する。

総務課長

1、3、4、6を全員協議会で報告させていただきたい。

西村委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「はい」という声あり)

9. 所管事務調査

(1) 脱はんに係る浜田市の検討状況について

西村委員長

執行部の説明をお願いします。

行財政改革推進課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

委員から質疑はあるか。

三浦委員

1点目、58%の見直し予定なしのものは例えばどういったものか。

行財政改革推進課長

大まかに言うと申請書、届出書、同意書などである。

三浦委員

2点目、行政手続きに係る、例えば事業所の申請書類など、見積書や請求書は、今は直接押印しないと受け付けてもらえないが、電子データで押印しても正式書類として認められると思う。見直しの予定はあるか。事業者側にとって、あれはかなり負担だと思うが。

行財政改革推進課長

おっしゃるとおり、業者にとって負担になる事項だと思っている。国の指針やマニュアルを参考にしながら当市でも検討させていただきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 教職員の通勤の現状について

西村委員長

執行部の説明をお願いします。

教育部長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

委員から質疑はあるか。

牛尾委員

今回の教員の事故については、服務規程になるのか、交通事故交通法規違反に係る懲戒処分等の基準によると、免職、停職または減給という、書き方がしてあるが、これはまだ、いろいろなことが確定しないとそうならないという認識でよいか。

教育部長

処分は県の教育委員会が本人聴き取りの後に行うとされている。過去の事例からしても1か月以上かかると認識している。

牛尾委員

たまたま事故現場付近にお住まいの方と知り合いなのだが、その方から、担任を持つ教師はできれば公共交通を利用すべきではという意見をもらった。

どのくらい公共交通を利用されているのかと思えばゼロ人で、学校の場所によっては公共交通では行き着かない場所もあるからこういう結果なのだろうが、事故を起こすと本人の人生、将来もそうだし、担任を持っておられたら生徒も、何らかの。車社会なので公共交通を使っている場合ではないと言われればそれまでだが、このように結果が出ると、どこかで歯止めがかからないのかという気がする。

浜田市の教員なので変に責任を感じて、どう思うかと言われたから、つい同調したのだが、実態としてはそういうことをいう状況ではないことがわかった。

これ以上言わないが、このような事故はどちらも不幸だと思うが、教訓として、根拠はないながらも今のままでよいというのは違うのではないか。こういうことがないように。

どうも後続車の運転手は、青で突っ込んだという証言をしたという話を又聞きで聞いた。これを戒めとして歯止めをかけるようなことを教育委員会で考えていただきたいのだが、いかがだろうか。

教育部長

担任を持っている先生がこのような事故を起こした場合、今回も行ったように保護者説明なり、子どもたちのケアも含めて対応する必要がある。担任でなければよいということではないが。事故をゼロにするのは物理的に厳しいのかもしれないが、こういったときは注意喚起なり、教育長訓示をするなり、今までもしている。交通違反も含め何かあれば都度、教育委員会は注意喚起なり、綱紀粛正などをお願いしている。

今回は時間的にも薄暗かったこともあるのだが、先生方、朝6時過ぎには家を出られて、朝7時、7時半くらいから子どもを迎える準備をしている。教員の働き方改革といわれているが、子どもを見ている先生方からすればなかなか難しい面もあろうかと思う。決定打はなかなかないが、引き続き注意喚起などはしていきたい。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(3) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用状況等について

西村委員長

執行部の説明をお願いします。

生涯学習課長

(以下、資料をもとに説明)

西村委員長

委員から質疑はあるか。

西川委員

コロナということでデータの的にもどう扱うか難しいのではと思う。これから、コロナの状況によって通常の営業体制だが、来客制限の可能性

も今後あるかもしれない。週末に割と人数が来ているが、密の状況や対応状況を教えていただきたい。

生涯学習課長

指定管理者において入口での温度チェックや手指消毒、さらにはパトロールもしながら密にならないよう注意を払っている。

西川委員

今後のコロナの状況によっては制限や休館も考えられるか。

生涯学習課長

ほかの施設と同様に、スポーツ施設における利用状況については、場合によってはそういうことも考えられるが、今のところはそういう予定はない。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

10. その他

西村委員長

執行部からほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

委員から何かあるか。

西田委員

修学旅行について9月定例会議でお聞きしたのだが、逆に島根県内で浜田にお越しになった情報があればお聞きしたいのだが。この間、例えば観光ボランティアガイドの方が、安来市の学校から見えたという情報をかなり聞いたのでわかる範囲でお願いします。

教育部長

今回コロナの関係で、東部から石見地区へ来ている。今は数字を持っていないが、結構来てもらったらしいと話を聞いている。もしかすると産業経済部のほうがそういう情報を持っているかもしれない。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

西村委員長

執行部はここで退席されて構わない。ここで昼休憩とする。再開は1時30分としたい。

《 執行部退席 》

[12時 34分 休憩]

[13時 29分 再開]

西村委員長

委員会を再開する。

これより執行部提出の議案8件について採決を行う。

「議案第72号 浜田市行政組織条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第77号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第86号 弥畝辺地における総合整備計画の策定について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第87号 市町村建設計画(新市まちづくり計画)の変更について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議案第95号 財産の取得について(大型提示装置及び実物投影機小中学校25校分)」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて請願2件の採決に入る。

「請願第17号 現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書の提出について」

委員から意見を伺う。

牛尾委員

この計画は知事の新しい政策だが、子どもに関する経費を放課後児童クラブに回すというような考えは間違っていると思っている。同じような子どもにかかる経費を天秤にかけるとなるとスマートではないし、むしろ今の現行のままの少人数学級を維持すべきと考えるため、意見書は出すべきである。

三浦委員

請願内容にコロナ対策という文脈が書かれているが、少人数学級制度を維持すべきという根本部分を含めて意見書を出すべきだと思う。

西田委員

私も同様の考えで、この請願は出すべきだと思う。

西川委員

現場の状況も聞いたが、38人でも多い人数で大変だとのことなので、採択すべきと考える。

上野委員

この計画を出されたのが島根県で決定されたことだが、まだ新型コロナウイルス感染症が発生する前につくられたのではないかと思う。これは賛成する。

永見委員

私も皆と同様に少人数学級は維持すべきだと思うので、意見書の提出に賛成する。

芦谷委員

教育の充実となるとどうしても少人数学級を維持して教育を充実するために賛成したい。

西村委員長

全員発言をされたので採決に入ってもよいか。

(「はい」という声あり)

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。
本請願について、採択すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、賛成全員で採択すべきものと決した。

本請願は、県知事、県教育委員会教育長に意見書の提出を求める請願である。今回、意見書案が添付されており、それを参考に正副委員長で作成するが、あらかじめこの場で意見書について何かご意見があれば盛り込みたいので皆に伺う。なければ正副委員長にご一任いただくということでよろしいか。

牛尾委員

意見書案の下から5行目、「今より教室を「密」にする施策は、少なくともこの危機が収束するまでは実施するべきでない」というところは、コロナがあろうがなかろうが少人数学級は維持すべきと考えるので、ここの扱いは賛同があれば考えていただきたい。

西村委員長

新型コロナウイルスのことは関係なく、基本的に少人数学級を保持すべきだということか。「このような状況の中で」という部分を考えてほしいということか。

牛尾委員

はい。

西村委員長

承知した。ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では、ほかにないようなので、今の意見を取り入れるような形で、正副委員長で文案については作成し、事前に皆に示したいと思う。意見書については、請願第17号が本会議で採択されたのち、委員会提案として、委員長の私が提案することになるのでご承知おきいただきたい。

「請願第19号 核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書の提出について」

委員から意見を伺う。

牛尾委員

この件は新聞には随分書かれていて気になっている。日本国は外交があるため仕方ないのかと思うが、地方議会は唯一の被爆国としてこの意見書は出すべきだと思う。

三浦委員

浜田市は核兵器廃絶平和都市宣言をしているので、それにのっとる中身だと思うので採択でお願いします。

西田委員

私も採択すべきものと考えます。

永見委員

私も採択すべきと考えている。

上野委員

私も採択すべきと思う。

西村委員長

どうしても言っておきたいことはあるか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に移る。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りする。

本請願について、採択すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、賛成全員で採択すべきものと決した。

本請願は、関係機関に意見書の提出を求める請願である。今回、意見書案が添付されており、それを参考に正副委員長で作成するが、意見書について何かご意見があれば伺う。なければ正副委員長にご一任いただくということによろしいか。

牛尾委員
西村委員長

この文面によろしいかと思う。
ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では、意見書については、請願第19号が本会議で採択されたのち、委員会提案として、委員長の私が提案することになるのでご承知おきいただきたい。

続いて陳情審査に移る。

「陳情第164号 浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する陳情について」

委員から意見を伺う。

西川委員

原井幼稚園跡地利用だが、まだ市でも幼稚園は閉園でなく休園であり、今後の利用については庁内で協議することなので、現時点でこの陳情を採択するのは時期尚早であるため今回は不採択である。

牛尾委員

もともと原井幼稚園と石見幼稚園の統合新園はあの場所ではないという流れの中でできているので、やはり統合幼稚園は原井幼稚園の跡地でなく、しかるべきところへ建てるべきである。

そうすると先ほども言ったように、跡地利用については原井幼稚園があった場所に同じようなものが移りたいという要望がある。

私は旧原井小学校からの樹木も含めて残してくれるという条件なら払い下げをしても問題ない考える。

永見委員

原井幼稚園はまだ休園状態とのことなので、跡地の払い下げについての協議は今後の検討とのことである。今の段階では採択すべきではないと思う。

上野委員

私も、まだ休園ということで庁内の利用状況などがはっきりしていないようなので、今は不採択すべきと思う。

三浦委員

まだ休園中であつて執行部で利用方法については今後協議とのことでもあるので、払い下げの判断をするには早いと思うので、今の段階では不採択でお願いします。

西田委員

意見は一緒なのだが、皆がおっしゃるように休園中であり、また、幼稚園ということで同じような用途で将来的に使っていただくのは、それはそれでよいと思う。出生数が急激に減ってきて、園児数がどのように推移していくか。譲渡には差しさわりのないのだが、何年かで休園や閉園の将来予測がつきにくい状況がこれからも考えられる。

同じ用途で使用されるということには異議はないが、今の段階では休園中であるため不採択でお願いします。

(「なし」という声あり)

西村委員長

では陳情第164号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手（少数） 》

挙手少数により、本陳情は、不採択とすることと決した。

「陳情第166号 飲酒に係る事件発覚後の対応を明らかにすることを求める陳情について」

委員から意見を伺う。

三浦委員

こうした事件が発覚した際には対応を明確にすべきだと思うので、陳情は可でよろしいかと思う。

牛尾委員

こういうことに関しては、浜田市職員の懲戒処分の公表に関する基準というものが出来ており、平成17年にできて改正が平成21年12月。この改正はおそらく広域行政組合職員の酒気帯びの問題のときだと思うが、相当厳しい基準が市役所内で作られている。

それにのっとして先般の消防こともされているので、今更こういう陳情をどうこう言うものではないと思う。よって不採択を希望する。

西田委員

浜田市独自の規定はあるが、それが時として、少し曖昧なところが過去にもあったように思う。この陳情は対応を明確にということに改めて取り上げているので、そのままシンプルに取り上げてよいと思う。採択すべきものとしたい。

西村委員長

ほかにあるか。

（ 「なし」という声あり ）

では陳情第166号について採決する。

本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手（多数） 》

挙手多数により、本陳情は、採択とすることと決した。

○「陳情第167号 テレビ会議、ZOOM会議の割合を増やすことを求める陳情について」

委員から意見を伺う。

西川委員

現在、市ではテレビ会議システムやウェブを使ったオンライン会議を実行し、その割合も増えているので、陳情を採択するまでもなく実行されているので採択しない方向でお願いします。

牛尾委員

既に始まっており、実績もあるので不採択でよいと思う。

西田委員

両方の考えがあると思うが、執行部の答弁を聞くまではどのくらいあるのかと思っていたが、結構オンライン会議は行われていると知った。しかしながら、この陳情はできるだけ多くの会議にもっと有効に使ったらどうかというものであり、内容的に不採択とするほどのものでもない。今まで執行部もやっているが、さらにできるだけ使うような努力をというような意味合いであるため、どちらにしても問題はないのだが、採択という考えだ。

三浦委員

先ほど執行部にも確認して利用状況はある程度増えているとのことだが、この陳情の内容を見ると、より進めてほしいという内容だと理解した。より一層進めてほしいという内容であると理解して採択をお願いします。

西村委員長

では、採決に移りたい。
陳情第167号について採決する。
本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手（多数） 》

挙手多数により、本陳情は、採択とすることと決した。

「陳情第168号 行財政改革のあるべき姿の再考を求める陳情について」
委員から意見を伺う。

西田委員

個別のいろいろな例を挙げて書いておられるが、細かいことを言っているのではないと、最後に「行革のあるべき姿を今一度考えてもらいたい」というふわっとした陳情なので、私は採択という考えである。

西川委員

行革とは行財政改革推進課のことを指しており、陳情者の方が指定管理などの件でいろいろやりとりしたときの対応のことを書いておられるが、これを受けて行財政改革推進課のあるべき姿を語るようなニュアンスには取れないので、これは不採択としたい。

三浦委員

西川委員と同意である。

西村委員長

ほかに意見はあるか。

（ 「なし」という声あり ）

では陳情第168号について採決する。

本陳情について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

《 賛成者挙手（少数） 》

挙手少数により、本陳情は、不採択とすることと決した。

「陳情第169号 残業の必要性を明らかにするために日報の導入を求める陳情について」

委員から意見を伺う。

西川委員

以前も同様の陳情があり、その時にも申し上げた。日報を活用すればよいこともあるが、各部署、各上司のやり方もある。どのようにするか、マネジメントは各所属長に任せるべきと考える。管理の方法としては週報もあるし、庁内ホームページに入れ込むツールもあるので、部単位で活用いただければよい。そのため日報を全体的に導入には反対である。

牛尾委員

残業問題等については、過半に新聞にも載った。日報と残業は必ずしも関連するわけではない。浜田市の場合、去年は総務省からふるさと納税の変更があり、それに絡んで相当な残業が発生したと残業のエビデンスもはっきりしている。日報と残業問題は絡んでないことからしても、この陳情は不採択である。

三浦委員

業務管理方法として日報が最適なのかは少し疑問が残るので、この陳情は不採択としたいのだが、執行部とのやり取りを確認すると、今使っているシステムが十分活用されていないことが説明にあった。

事務事業量をきちんと把握する、あるいは業務管理をする意味では、使っている課と使っていない課があるようでは機能してないとも言える。今のシステムを活用することは執行部に求めている。日報をつける

芦谷委員

ことが一番の改善策とは断言できないので、陳情は不採択としたい。
 日報がメインなのだが、こういうことは日々変わるもので、市長をしてしっかり業務管理してもらっているのだから、ここであえて日報まで踏み込むことは賛成できない。

永見委員

スケジュール管理は十分されている。週報もあるそうなので、あえて日報までは必要ないのではないかと思ひ、不採択と考える。

西田委員

民間企業は生産性や効率を上げることを日々考える。行政職とはまた違うのだが、やはり行政といえども、日々の生産性や効率性は常に頭になければいけない。

そういった中で1日の業務に何をしたか、どういうことがあったかということは、厳しく書く必要はないが、最低限今日の出来事、明日につなげることを書くのは難しくないのだから、各課内に合った日報は考えていただきながら、つける必要が当然ある。採択すべきものと思う。

西村委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

では陳情第169号について採決する。本陳情について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 (少数) 》

挙手少数により、本陳情は、不採択とすることと決した。

下間書記

「陳情第168号 行財政改革のあるべき姿の再考を求める陳情について」不採択となったが、西川委員からしか反対意見を述べてもらっていない。陳情者に反対理由を通知しなければならないが、西川委員の反対意見と皆同じということではよいのか。

西村委員長

委員に伺う。反対理由がほかにあれば言ってほしい。

三浦委員

行革は進めていくべきものだと思う。この陳情に反対した理由としては西川委員と同じである。

西村委員長

以上で、総務文教委員会に付託されました案件の審査は終了する。

委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、意見書は案を事前に送付するのでチェックの上、また意見があれば言ってほしい。

委員長報告は12月16日の表決までに作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告フォルダに入れておくのでご確認いただきたい。

ここで休憩に入る。

[14時 09分 休憩]

[14時 14分 再開]

西村委員長

委員会を再開したい。

11. 取組課題「こどもの可能性を育む幼児教育について」(委員のみ)

西村委員長

休憩中にお話をそれぞれしていただいた結論として、皆それぞれ課題なり具体的な施策という形で何点か出していただいたものは資料2枚におさまった。

これを一応正副委員長で、柱に枝がつく形の試案に仕上げ、次回に提示してまた皆に意見を寄せていただき、できるだけ具体的な施策もある程度盛り込んで示せるものにしていきたい。

今度、幼稚園統合の関係でお話を聞く場もあろうかと思うので、そこで出た意見も含めて、統合問題についても間に合うか、あるいはこちらがまとまるかどうかにも全く自信がないのだが、それについても教育委員会なり、市なりに、委員会の意見として提示する方向で精いっぱい頑張るような方向性だけ確認して今日は閉会したいと思う。よろしいか。

(「はい」という声あり)

では、まとめた案はまた示したいと思うので、今日はこれで閉会とする。

[14 時 20分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 ⑧